

2 治療費は誰が負担するか

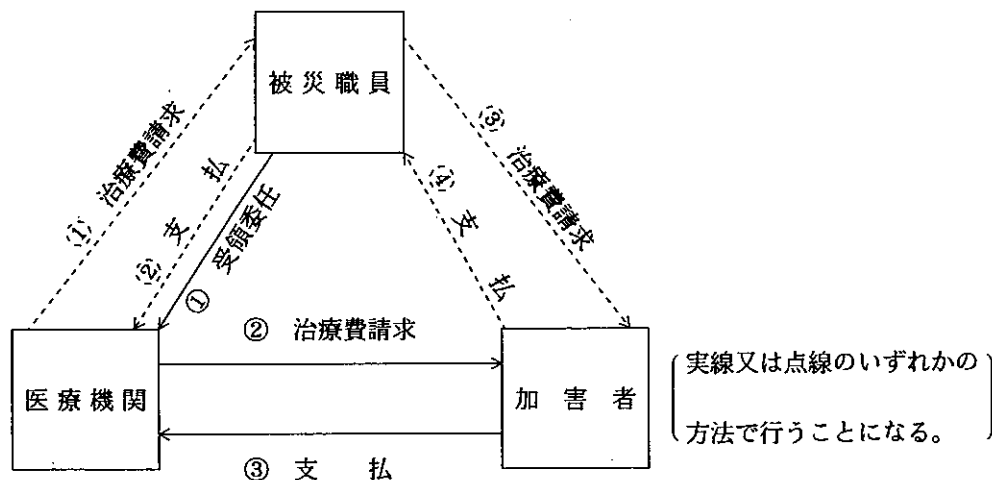
(1) 方 法

当面の措置が済むと、その次のポイントは治療費を誰が負担するのか、その取扱いを検討し、加害者や医療機関に連絡するなどの手続きが必要です。

加害者のある場合は、民事上の損害賠償と災害補償は重複して支払われないため、次の2つの治療費の支払方法のいずれにするかを決定する必要があります。

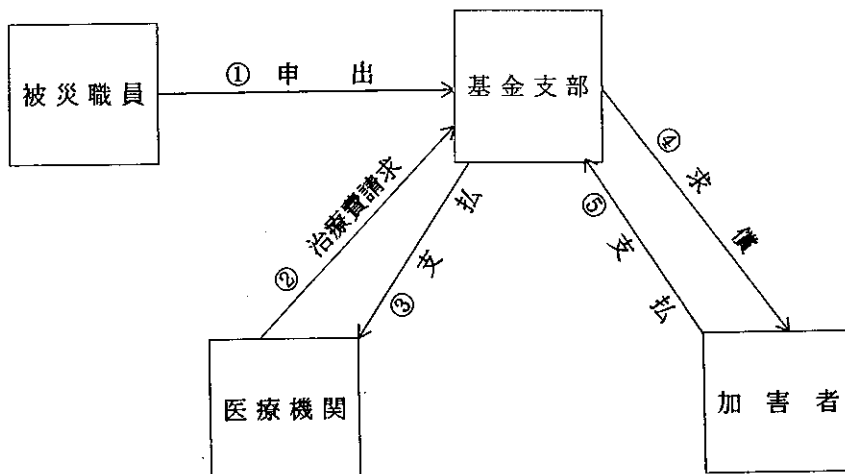
ア 賠償先行

加害者本人や保険会社（自賠責保険、任意保険）に支払ってもらう方法で、通常はこの方法が望ましい。



イ 補償先行

賠償先行ができない場合で、被災職員の申出に基づき、基金が支払う方法です。補償先行を行うと、基金は加害者に損害賠償（治療費）の支払い請求をすることになるので、加害者は損害賠償責任を免れるということにはなりません。



(2) 補償先行を行う場合とその手続き

賠償先行ができない場合は、次の書類を基金に提出してください。なお、加害者が作成するもの（確約書）もありますので、相手方への連絡なども必要になります。

(3) 補償先行の決定とその後の手続き

基金は、(2)により提出された書類を審査のうえ補償先行の決定を行いますが、過失割合等について、加害者又は保険会社と交渉したうえで補償先行の妥当性を判断する場合があります。

通常の補償先行の決定は、公務災害・通勤災害の認定にあわせて行いますので、認定通知書を受け取れば療養補償請求書を直ちに提出してください。

以上の手続きが完了すれば、基金は医療機関へ治療費を支払います。

(4) 求 償

補償先行を実施すると、基金はその価格の限度において、被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し、それに基づき加害者又は保険会社に支払いの請求をしますが、これを求償といいます。

留意事項

求償は、基金が損害賠償義務者に対して、直接行うことになりますが、それに先立って損害額を確定したり、損害賠償義務者の収入や資産状況を把握する必要があります。

そのため、任命権者や所属長は次のことに留意しておいてください。

ア 被災職員の療養状況や勤務状況を把握し、治ゆしていれば、損害額を確定するのに必要ですので、治ゆ報告書を提出するよう指導してください。 254 ページ

イ 損害賠償義務者が示談交渉に応じなかったり、求償に応じる資力の有無が不明な場合には、折衝や収入及び資産の調査などをお願いすることになります。